

## 市税の減免に関する規則【災害関係分の抜粋】

### 第2節 市民税の減免

(災害を受けた者に対する減免)

**第6条** 天災その他の災害により次の事由に該当することとなつた者に対しては、次の区分により市民税を軽減し、または免除する。

事由	軽減または免除の割合
(イ) 死亡した場合	均等割及び所得割額の全部
(ロ) 障害者（法第292条第1項第9号に規定する障害者という。）となつた場合	均等割及び所得割額の10分の9

2 その者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者または第292条第1項第8号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）を含む。）の所有に係る住宅、家財または土地につき、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、住宅、家財または土地の価格の10分の3以上である者（当該災害による損失額について、法第314条の2第1項第1号（雑損控除）の規定の適用を受けない者に限る。）で前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計金額（法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第33条の4第1項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）又は法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には当該金額を含む。以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下である者に対しては、次の区分により市民税を軽減し、または免除する。

損害程度	軽減または免除の割合	
	10分の3以上 10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
合計所得金額		
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

3 冷害、干害、凍霜害または風水害等による農作物の災害にあつては、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によつて支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である者で前年中の合計所得金額が1,000万円以下である者（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）に対しては、農業所得にかかる市民税の所得割の額（当該年度分の市民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額）について、次の区分により市民税を軽減し、または免除する。

合計所得金額	軽減または免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

### 第3節 固定資産税

(災害により損害を受けた固定資産に対する減免)

第8条 その者の所有にかかる土地につき水害等の災害により、損害を受けた者に対しては、次の区分により固定資産税を軽減し、または免除する。

損害の程度	軽減または免除の割合
被害面積が当該土地面積の10分の8以上であるとき	全部
〃 10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
〃 10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
〃 10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

2 その者にかかる家屋につき、火災、風水害等の災害により、損害を受けた者に対しては、次の区分により固定資産税を軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋内、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

3 その者の所有に係る償却資産につき災害により、損害を受けた者に対しては、前項の規定を準用して固定資産税を軽減し、又は免除する。

### 第5節 雑則

(適用)

第13条 この規則の各条の規定は、当該年度において納付すべき税額のうち減免を必要とする事由の生じた日以後に納期の末日の到来するものについて適用する。